

静岡大学・浜松医科大学統合・再編促進期成同盟会

規 約

(名称)

第1条 本会は、静岡大学・浜松医科大学統合・再編促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）と称する。

(目的)

第2条 同盟会は、「国立大学法人静岡国立大学機構設立及び大学再編に関する合意書」に基づく静岡大学と浜松医科大学両大学の法人統合及び大学再編を促進することにより、世界に冠たる教育・研究機能を持つ先鋭的な大学を創設し、従来にない新たな価値創造と先駆的人材育成を通じて、静岡県内全域に有為な人材を供給し、日本の未来に大きく貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 同盟会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 関係機関への要望に関すること
- (2) 前項に掲げるもののほか、同盟会の目的達成のため必要な事業

(組織)

第4条 同盟会は、第2条に賛同する市町、市町議会、経済団体等の関係団体及び関係者をもって組織する。

- 2 同盟会の会員は、前項の団体については、市長、議長及び団体の代表者とする。

(会長)

第5条 同盟会の会長を浜松市長とする。

(会長の職務)

第6条 会長は会務を総括し、同盟会を代表する。

(事務局)

第7条 同盟会の事務局は、浜松市企画調整部企画課に置く。

(補則)

第8条 同盟会の施行について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は2023年3月2日から施行する。